

第2号議案

地域医療支援病院の承認等について

医療法第4条の規定に基づく地域医療支援病院の承認申請医療機関

※時点は平成29年10月1日現在

1. 概要

フリガナ	コウエキザイ イダンホウジン ニホンセイメイサヒカフヅク ニッセイビヨウイン
名称	公益財団法人 日本生命済生会付属 日生病院
所在地	大阪府大阪市西区立売堀6丁目3番8号
開設者	公益財団法人 日本生命済生会 理事長 野崎 篤彦
管理者	院長 笠山 宗正
開設年月日	昭和6年6月8日
病床数	350床
診療科目	○循環器内科、○消化器内科、○内科、○内分泌・糖尿病内科、○リウマチ科、○呼吸器内科、○血液・化学療法内科、○神経内科、○腎臓内科、○消化器内科、○外科、呼吸器外科、乳腺外科、心臓血管外科、産婦人科、小児科、神経科・精神科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科
救急 医療体制	○固定通年制 ○非通年制 △輪番制

2. 沿革

- ・昭和6年6月 日生病院 開院 24床（大阪市西区新町）
 - ・昭和47年4月 臨床研修指定病院の認定取得
 - ・昭和57年4月 日生病院新築移転（現病院 大阪市西区立売堀）
 - ・平成16年4月 二次救急医療機関指定
 - ・平成21年4月 大阪府がん診療拠点病院指定
 - ・平成28年4月 日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定(Ver. 1.1)
- ～ 現在に至る

<参考>

- ・平成28年4月 新病院新築移転予定
30 (大阪市西区江之子島、新名称：日本生命病院)

「地域医療支援病院」承認要件一覧

病院名 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院

要件番号	項目	承認基準	平成 29年 10月現在	判定	
1	保健医療協議会 同意		平成29年11月27日 大阪市西部保健医療協議会で同意	適	
2	地元医師会 推薦 紹介率	紹介率 50%	平成29年10月3日 大阪市西区医師会他西部各医師会推薦	適 61.3%	
(1) (6) × 100 紹介率 (7) (6) × 100 逆紹介率	逆紹介率 70%	(7)	72.7%	適	
3	【算出根拠】 紹介患者数(①) 初診患者数	初診患者総数(2) ②のうち、 緊急搬入患者数③ ②のうち、 休日・夜間の患者数 ②のうち、 健診診断の受診から 要治療となつて治療を 開始した患者数⑤ 差し引き ②-③-④- ⑤=⑥ 逆紹介患者数⑦ 算出期間 紹介率 逆紹介率	14,840人 315人 1,470人 0人 13,055人 9,495人	8,004人	
4	外来機能の分離 直近の地域医療支援病院紹介率等	【参考】 外形上一体性を有しているか 体制の整備	平成29年4月～平成29年8月 69.7% 84.9%	適	
5	共同利用	前年度共同利用を行った医療機関延べ数 うち直接関係のない医療機関延べ数 共同利用に係る病床の利用率 開放型病院共同診療管理料 建物の全部一部 開放型病床床 数 規定定の有無 開設者と直接関係のない登録医療機関数	1,520件 1,520件 32.4% 83件 一部 5床 有り 425医療機関	適	
6	救急機能の分離 救急医療を提供する能力	救急自動車により搬送された患者の数 (1,000件以上) 急救告示 【参考】 医師 護士 看護師 医療従事者 (常時最低確保数) 診療放線技師 臨床検査技師 薬剤師 臨床工学技士 最先端病床数 専用病床数 救急用診療施設・設備	2,337人	適	
7	地域の医療従事者に対する研修機能	前年度の研修会開催数、延べ参加者数 研修プログラムの有無 研修委員会の有無 研修指導者数 研修実施のための施設・設備	平成16年2月 二次救命医療機関指定 常勤非專従3人 常勤非專従2人 常勤非專従1人 常勤非專従1人 常勤非專従1人 (オンコール)常勤非専従1人 3床 0床	適	
8	許可病床数	前年度の研修会開催数、延べ参加者数 研修プログラムの有無 研修委員会の有無 研修指導者数 研修実施のための施設・設備 一般病棟 療養病棟 病合計 病床数 主な施設備 病床数 新生児集中治療室病床数 (NICU)主な施設備	19回、延べ1,239人 有り 有り 26人 350床 350床 3床	適	
9	施設設備	集中治療室 新生児集中治療室病床数 (NICU)主な施設備 化学検査室主な施設備 細菌検査室主な施設備 病理検査室主な施設備 病理解剖室主な施設備 研究室主な施設備 講義室收容定員 図書室蔵書数 急救用自動車保有台数 医薬品情報管理専用・共用 医薬品情報管理専用・共用 医薬品情報管理専用・共用	講堂、役員会議室、会議室 計3室 350床 350床 3床 3室 全自動赤血球沈降速度測定装置、血液分析器、免疫測定モジュール 血液培養自動分析装置、全自动微生物検査システム 自动免疫染色装置、遺伝子増幅検出装置、遺伝子診断一式 解剖台、デジタル計量器、臓器撮影装置、小型吸引器 インターネットLAN、パソコン、プリンター、事務机、いす 3室 講堂:100名 役員会議室:40名 会議室:20名 1室 1室 1台 1台 1台 規程有り(平成28年度回観催) 1,800冊 1台 折りたたみストレッチャー、酸素架台、A/C電源装置 29.0m ²	適	
10	運営委員会 患者相談体制 重大な法令違反	四半期に1回程度 共同利用の整備 診療に開ずる諸記録 共同利用の実績 緊急医療の提供の実績 地域の医療従事者のための研修の実績 諸記録の閲覧の実績 患者紹介の実績 居宅等医療提供施設等への支援	規程有り(平成28年度回観催) 有り(看護師2名、MSW4名、薬剤師1名) 折りたたみストレッチャー、酸素架台、A/C電源装置 公用専用 診療情報管理室	適	
11	備考			あつたかサポートセンター(地域医療連携室) 当直・救急委員会事務局 教育委員会事務局 医事サービス部 医事委員会事務局 あつたかサポートセンター(地域医療連携室) あつたかサポートセンター(外来受診調整・投薬、在宅医療に關わる相談)など その他	
12				平成21年4月 大阪府がん拠点病院指定 平成28年4月 日本医療機能評価機構 設定区分 3rdG: Ver1.1 一般病院2 認定	

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて（案）

[基本的な考え方]

医療法の規定では、開設する病院に対して地域医療支援病院の名称使用を承認することから、開設者変更、移転の場合は新規申請が基本。

ただし、地域医療の安定的提供を図る観点から、下表のとおり取り扱うこととする。

変更事項		手続き (承認の継続)	審議会 への 諮問等	申請書類等	その他
開設者変更	① 従前の承認要件をそのまま充足できる場合	☆新開設者名で新規申請により承認を継続	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者が変更した後も、従前の医療提供機能等機能をそのまま継承し、承認要件を充足できることを証する書面（誓約書） ・新規申請書類一式（変更前の開設者による前年度実績と直近の実績） 	
	② 開設者が変わったことにより従前の承認要件（救急受入体制、地元連携）が充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退届 	
移転	③ 承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	☆住所変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更届 ・移転後においても承認要件を充足できるという客観的資料 ・医師会の同意書 ・承認要件に関する報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会への事前協議は病院側で必要
	④ 承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退届 	
	⑤ 承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	★辞退	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退届 	
	⑥ 承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退届 	
名称変更	⑦ 病院の名称が変更になった場合	☆名称変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・定款等、名称が変更されたことを証する書面 	

資料2-4

地域医療支援病院の用語定義

紹介患者の数	開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。)
初診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数(地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第三〇条の四に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。)
逆紹介患者の数	地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数
休日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二三年法律第一七八号)第三条に規定する休日、一月二日及び三日並びに一二月二九日、三〇日及び三一日
夜間	午後六時から翌日の午前八時まで(土曜日の場合は、正午以降)
逆紹介患者	診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者(開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。)
紹介状	紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならない。

資料2-5

大阪府における紹介患者、逆紹介患者の算定基準（案）

項目	府の算定基準
【紹介患者】	<ul style="list-style-type: none">○紹介患者の用語定義に基づく紹介状であること。○開設者と直接関係のない医療機関からの紹介であること。○あて先には、地域医療支援病院を申請する病院名が必ず明記されていること。○医療機関以外（老健施設、特養、施設等）からの紹介は、算定できない。
【逆紹介患者】	<ul style="list-style-type: none">○逆紹介患者の用語定義に基づく逆紹介状であること。○開設者と直接関係のない医療機関あての逆紹介であること。○地域医療支援病院で診断および治療を行った診療内容が記載され、かつ、相手医療機関に、医療（治療）を引き継ぐ診療内容が記載されていること。<ul style="list-style-type: none">・治療した病名と治療内容が記載されていること。・患者に説明した旨が記載されていること。・既往歴に該当する医療をかかりつけ医の指示のもと提供した場合は、その内容を記載すること。・定期的な検査等を必要とする場合は、その内容を記載すること。・検査依頼に対する逆紹介状には、地域医療支援病院で行った診断名および検査結果を患者に説明していること。○地域医療支援病院からの逆紹介に該当しないもの<ul style="list-style-type: none">・いわゆるお礼状、報告書。・逆紹介先が、人間ドックのみを実施する医療機関や、休日診療所など応急処置のみを実施する医療機関の場合。